

岩広連総第161号

平成23年10月17日

ジェネリック医薬品利用差額通知作成業務委託に係るプロポーザルの実施について

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明



岩手県後期高齢者医療広域連合が委託実施する「ジェネリック医薬品利用差額通知書作成業務」に係る受託候補者を選定するため、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

## 記

### 1 業務概要

- (1) 委託件名 ジェネリック医薬品利用差額通知書作成業務委託
- (2) 業務内容 ジェネリック医薬品利用差額通知の作成及び効果報告  
詳細は「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成24年3月31日まで

### 2 参加資格

プロポーザル参加者は、次の各号に掲げるプロポーザル参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たしている者とする。

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療広域連合又は被用者保険において、差額通知書作成業務の受託実績を有するか、現在、委託されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 本業務の実施について、広域連合の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。

### 3 手続等

- (1) 実施要領等の配布期間及び方法

平成23年10月17日（月）から、岩手県後期高齢者医療広域連合ホームページにてダウンロードする形で配布する。

(2) 参加申込書の提出期限及び方法

平成23年10月28日（金）午後3時までに、事務局へ郵送（必着）又は持参する。

(3) 提案書等の提出期限及び方法

平成23年10月28日（金）午後3時までに、事務局へ郵送（必着）又は持参する。

(4) 提出先

〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局総務課（岩手県自治会館4階）

電話 019-606-7500

FAX 019-606-7505

電子メールアドレス soumu@iwate-iryokouiki.jp

4 業務委託契約

岩手県後期高齢者医療広域連合は、最も優秀な提案者を受託候補者として選定し、協議のうえ、広域連合が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。ただし、協議が不調に終わった等の事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定する。

5 その他

- (1) プロポーザル参加者が本件プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が提出できる参加申込書及び提案書等は、それぞれ1点のみとし、提出後はこれを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (4) 詳細は、実施要領及び業務仕様書による。